

議案第5号

公平委員会委員の選任について

次の方を佐野市公平委員会委員に選任することについて、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和2年2月28日提出

佐野市長 岡部正英

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業	所属政党
██████████ ██████████	青 田 裕	██████████ ██████████	██████████	無所属

理 由

本市の公平委員会委員 青田 裕 様は、本年6月2日をもって任期満了となりますので、その後任者を選任することについて、議会の同意を得たいので提案するものです。

参 考

地方公務員法抜粋

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3 第16条第1号、第2号若しくは第4号のいずれかに該当する者又は第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者は、委員となることができない。

4 委員の選任については、そのうちの2人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

5 - 8 …省 略…

9 委員は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の地方公務員（省略）の職（執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を除く。）を兼ねることができない。

10 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11・12 …省 略…

履 歴 書

住 所

[REDACTED]

青 田 裕

[REDACTED]

学 歴

1 平成19年 3月

[REDACTED]

職 歴

1 平成20年12月

[REDACTED]

1 平成20年12月

[REDACTED]

1 平成24年 5月

[REDACTED]

1 平成24年 5月

[REDACTED]

1 平成30年 4月

佐野市公平委員会委員に就任 現在に至る

1 平成30年 4月

佐野市行政不服審査会委員に就任 現在に至る

賞 罰

[REDACTED]